

## ☞ 同族使用人の退職給与・適格退職年金も含めて過大判定

Q：特殊関係使用人に支給した退職給与については、適格退職年金を含めて過大かどうかの判定をすることになっていると聞きましたが、本当でしょうか。

A：適格退職年金契約に基づく給付金や厚生年金基金からの給付金も含めた合計額で判定することとされています。

### 【解説】

平成10年度の改正では、「過大な使用人退職給与の損金不算入」規定が新設され、退職した特殊関係使用人に対して支給する退職給与の額のうち、不相当に高額な部分の金額は、損金に算入されないこととされました。

この「不相当に高額な部分」とは、従事期間や類似業種の使用人への退職給与との比較等で、その使用人に対する退職給与として相当である部分を超える部分の金額とされています。

ところで、退職給与は法人だけから支払われるものとは限りません。例えば、法人が契約した適格退職年金や厚生年金から支払われることもあると思いますが、このほど改正された通達では、「支給した退職金だけでなく、適格退職年金契約に基づく給付金や厚生年金基金からの給付金なども勘案した上で不相当かどうかを判断する」とされています。

ただ、年金等の支給額を理解しているのは、支給元の保険会社と受け取った特殊関係使用人だけとなりますので、法人サイドの対応も困難となることが予想されます。

